

別紙1
茨木市教育委員会
令和3年9月2日決定事項

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の
臨時休業の考え方について

市立小・中学校の臨時休業の実施については、学校における感染拡大の可能性を見極めながら、子どもの学びを保障していくため、令和3年8月27日付け文部科学省通知「学校で児童生徒等及び教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」により、次のとおり対応します。

学校内に感染者が確認された時の感染状況等		臨時休業範囲・期間
(1)	校内に感染拡大のリスクがないと判断できる場合 下記(2)(3)(4)以外の場合	臨時休業なし
(2)	校内に感染が拡大している可能性がある場合 ア 学級閉鎖(ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。) ① 同一学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が同一学級内で複数いる場合 ③ 1名の感染者が判明し、同一学級内で複数の濃厚接触者が存在する場合 ④ その他、教育委員会等で必要と判断した場合 イ 学年閉鎖 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合 ウ 学校全体の臨時休業 複数の学年を閉鎖するなど、学校全体で感染が広がっている可能性が高い場合	アの場合 当該学級のみ 5日間 イの場合 当該学年のみ 5日間 ウの場合 当該校のみ 5日間
(3)	特定区域内の複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、より広域に感染リスクが生じた場合	特定区域の学校
(4)	複数の特定区域において複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、学校を経由して市全体の感染拡大につながる恐れが高い場合	市内 全市立小中学校 一斉休業

ただし、上記に関わらず、市内や学校での感染状況に応じて、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲・期間を総合的に判断します。